

日本選挙学会倫理綱領

日本選挙学会は、「選挙及びそれに関連する研究並びにその研究者相互の協力を促進し、あわせて外国の学会との連絡及び協力を図ること」(会則第 3 条)を目的とし、研究会の開催、機関誌の発行、その他の事業を行う学術団体である。

本会及びその会員は、市民の一人として、法令や倫理的規範を当然に遵守する。それにとどまらず、学術研究及びそれに基づく教育に携わる専門家として、社会に与える影響の大きさを認識し、より高い倫理的な基準に基づいて行動し、社会の信頼と負託に応える責務を負う。

それゆえ本会は、会員に、より高い倫理観をもって研究・教育、学会運営、及びその他の活動にあたってもらうため、倫理綱領を策定し、遵守することを求める。

1. **【法令の遵守、公正と信頼の確保】** 会員は、研究・教育、学会運営、及びその他の活動において、法令を遵守し、公正を期し、社会の信頼を損なわないように行動しなければならない。
2. **【研究の倫理的妥当性の確保】** 会員は、社会的影響に配慮して、研究の目的、計画、及び手法の倫理的妥当性を確保しなければならない。
3. **【プライバシーの保護と人権の尊重】** 会員は、プライバシーの保護と人権の尊重に留意しなければならない。とりわけ人を対象とする調査若しくは実験等の実施、またはそれらの結果を用いた研究・教育を行うにあたって、調査若しくは実験等の対象者のプライバシーの保護と人権の尊重に最大限の注意を払わなければならない。また人を対象とする調査若しくは実験等を実施するにあたっては、所属機関の倫理審査委員会(IRB)の審査の承認を得ることが望ましい。
4. **【差別の禁止】** 会員は、思想・信条、性別、性的指向・性自認、年齢、出自、国籍、宗教、民族、人種、障がいの有無、家族状況などによって、個人及び団体に対して差別的な取り扱いをしてはならない。
5. **【ハラスメントの禁止】** 会員は、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントなど、ハラスメントにあたる行為をしてはならない。
6. **【研究資金の適正な取り扱い】** 会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。
7. **【著作権等の侵害の禁止】** 会員は、他者の著作権、その他の知的財産権を侵害してはならない。

8. **〔研究活動の不正の禁止〕** 会員は、盗用、捏造、改竄、及びその他の研究活動の不正、二重投稿、自己盗用、ギフト・オーサiership、ゴースト・オーサiership及びその他の好ましくない研究行為を行ってはならない。
9. **〔政治的中立性の保持〕** 政治的中立性を保つために、会員は、本会の会員であることを政治活動や、公職選挙法第3条に定める公職の選挙の選挙運動に利用してはならない。
10. **〔商業活動・宗教活動等の制限〕** 会員は、本会の名を用いて、特定の団体のための商業活動、宗教活動、その他の活動を行ってはならない。
11. **〔利益相反の回避〕** 会員は、自らの職務及び研究活動において利益相反を生むことを回避し、利益相反がある場合には、その情報を開示するなど、適切に対応する。
12. **〔研究成果の公表〕** 会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努めるとともに、社会への還元に留意しなければならない。
13. **〔相互批判の確保〕** 会員は、開かれた態度で相互批判の確保に努めなければならない。

付 記

1. この綱領に違反した場合には、日本選挙学会処分規程に基づき、処分されることがある。
2. この綱領、本会の会則その他の規程、法令等に違反したと疑われる行為の調査及び審査を行うため、本会に倫理委員会を置く。
3. この綱領は、2023年5月21日から施行する。
4. この綱領の改廃は、理事会によってこれを行う。